

会 費 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人北海道私学振興基金協会（以下「本会」という。）定款第7条（経費の負担）の規定に基づき、本会会員の経費の負担に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において「会員校」とは、正会員が設置する幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、短期大学又は大学のうち、入退会規則第3条第3項の規定により入会等の承認をされたものをいう。

2 この規程において「園児」とは、学校教育法第26条に規定する幼児並びに子ども・子育て支援法第19条第1号及び第2号に規定する子どもをいう。

(経費の負担)

第3条 会員は、本会の運営に資するため、その経費の負担として会費を支払うものとする。

(正会員の会費)

第4条 正会員の会費の額は、会員校ごとに、次の各号に掲げる単価に在籍する学生、生徒、児童又は園児の数（以下「生徒数」という。）を乗じて算出する。

(1) 学生、生徒又は児童	600円
(2) 園児	400円

2 前項の在籍する生徒数は、前年度の5月1日現在の数とする。

3 入退会規則第4条の2の規定の適用を受けた会員校に係る移行後の最初の年度の会費を算出する場合に限り、第1項の在籍する生徒数は、移行前の会員校に係る移行前年度の5月1日現在の数とする。

(会費の納入)

第5条 正会員は、会費を毎年度5月、9月及び1月の3回に分けて払い込まなければならない。

2 会費の納入は、本会が指定する期日までに本会が指定する銀行預金口座に振り込むものとする。

(入会年度の会費)

第6条 定款第6条の規定により入会の承認を受けた正会員の入会が認められた年度の会費は、第4条の規定の例により算定した額を基礎として、承認を受けた日の属する月からその会計年度終了までの月数を当該基礎額の12分の1に乗じて得た額とする。

2 正会員が設置する学校が新たに会員校として承認された場合は、第4条の規定にかかわらず、前項の例により算定した額を第4条の規定による額に加算した額を会費とする。

3 正会員が新たに学校を設置しその学校が会員校として承認された場合、第4条第2項に定める生徒数は、設置年度に限り、当該年度の4月1日現在の数とする。

(資格喪失年度の会費)

第7条 定款第8条乃至第10条の規定により会員資格を喪失（以下「退会」という。）した場合の当該年度の会費は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 退会した日の属する月が当該年度の4月乃至7月の場合 5月に支払うべきとされている額
- (2) 退会した日の属する月が当該年度の8月乃至11月の場合 5月及び9月にそれぞれ支払うべきとされている額
- (3) 退会した日の属する月が当該年度の12月乃至3月の場合 年会費の額
- 2 正会員がその設置する会員校の一を会員校としないこととする場合は、第4条の規定にかかわらず、前項第1号に該当する場合にあっては5月及び9月に支払うこととされていた額を、同項第2号に該当する場合にあっては1月に支払うこととされていた額をそれぞれ差し引いた額を会費とする。

(特別会員の会費)

第8条 定款第6条の規定により、入会の承認を受けた特別会員の会費は、1万円以上の任意の額とする。

(会費の上限)

第9条 第4条及び第6条の規定にかかわらず、当該各条の規定により会員校ごとに算定した会費が、次の各号に掲げる額を超える場合にあっては、当該各号に掲げる額を会費とする。

- | | |
|---------------------------|-------|
| (1) 小学校、中学校、高等学校、短期大学又は大学 | 120万円 |
| (2) 幼稚園又は認定こども園 | 16万円 |

(会費の使途)

第10条 会員の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を公益目的事業に使用する。

(委任)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会において定める。

附 則

この規程は、公益社団法人北海道私学振興基金協会の設立の登記のあった日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則

- 1 改正後の規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 入退会規則改正規則(平成27年3月6日決定)附則第2項の規定の適用を受ける認定こども園に係る平成27年度の会費の算出に当たっては、第4条第2項の規定にかかわらず、当該認定こども園を構成する幼稚園の平成26年5月1日現在の園児数を基礎として行うものとする。

附 則

改正後の規程は、令和5年6月1日から施行する。